

伊勢市 地域活性化起業人（インバウンド誘客）募集要領

伊勢市では、伊勢への誘客を促進するにあたり、特にインバウンド誘客を積極的に推進するため、総務省の「地域活性化起業人」制度を活用し、人材を派遣していただける企業を次のとおり募集します。

1 事業概要

本市と三大都市圏（本市を除く）に所在する企業、または三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業との間で、当該社員の派遣と本市の指定する業務への従事に関する協定を締結し、当該企業の社員（地方の支店等の社員も可）を派遣していただきます。派遣された社員は、本市において、専門的なノウハウや知見を活かしながら次の業務に従事していただきます。

2 業務内容

- (1) インバウンド誘客事業及び国内誘客事業の戦略的立案
- (2) 外国（特に欧米）における伊勢の認知度向上とインバウンド誘客促進
 - ・ 訪日旅行取扱旅行会社に対する提案、交渉等
 - ・ 本市が造成したインバウンド誘客商品の流通促進
 - ・ 国内空港及び空港近隣宿泊施設を起点とした訪日中外国人旅行者の伊勢への誘客促進
 - ・ 政府関係組織の在外拠点施設と連携した情報発信
 - ・ 外国メディアが神宮式年遷宮にかかる諸行事の取材を行う仕掛けづくり
- (3) 首都圏・関西圏・東海圏からの国内観光客の誘客促進
 - ・ 誘客促進のための各種媒体を活用した情報発信
 - ・ 既存旅行商品の流通促進、新規旅行商品の企画提案
- (4) その他
 - ・ 本市の魅力、価値、各種事業等の情報発信に関する本市職員の育成
 - ・ 政府関係組織及び観光関係団体とのつながりの構築、強化

3 求める経験・資質

- ・ 国外旅行会社へのプロモーション及びマーケティングの経験を有する方（主担当として5年以上の業務経験、欧米での滞在経験や国外旅行会社とのネットワークを有していれば尚望ましい）
- ・ 市内の観光関係者と柔軟性を持ってコミュニケーションをとれる方
- ・ 訴求力の高い情報発信のスキルとノウハウを有する方
- ・ デジタルツールや統計データを有効に活用できる方
- ・ 伊勢の地域性や風土を積極的に学ぼうとする意欲のある方
- ・ 伊勢市職員とともに地域に密着して伴走できる方

4 募集人数

1 名

5 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣とし、給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定に従うものとします。

6 派遣社員に関する要件

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）または三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者を除く。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- (3) 普通自動車免許を有している者であること。（業務において本市公用車を使用する場合があります。）

7 派遣開始日

令和7年10月1日を目途とし、双方協議の上で決定します。

8 派遣期間

派遣開始日から令和8年3月31日までとします。なお、双方協議の上で最長3年間まで延長できるものとします。（ただし、年度ごとに予算成立を条件とします。）

9 勤務条件

派遣社員の勤務時間、休憩時間及び休日等については、本市の規定に従いますが、詳細については企業との協議により定めます。派遣社員の勤務条件は以下のとおりです。

(1) 勤務時間

8時30分から17時15分まで（休憩1時間を含む）

(2) 勤務日数

毎月、本市開庁日の半分以上、かつ、受入期間中の全期間において、本市開庁日の半分以上を超えて、本市内にて業務に従事していただきます。

(3) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（イベント等で休日出勤となる場合、代休あり）

(4) 勤務場所

伊勢市役所（三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号）

ただし、出張を伴う場合やイベント等で出勤する場合は、この限りではありません。

10 費用負担

派遣社員の給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額並びに派遣社員の派遣期間中の本市への通勤費相当額は、派遣元企業の定める支給基準に従い、派遣元企業が派遣社員に直接支給するものとします。

その実績に基づき、本市が派遣元企業の請求に応じて負担金を支払うこととします。ただし、その合計額は年額 590 万円（社員 1 人当たり）を上限とし、派遣開始が年度途中の場合、また、派遣期間が年度をまたぐ場合は年度ごとに、月割り（千円未満の端数切捨て）で計算することとします。

11 選考方法・スケジュール

提出資料に基づき面接を行います。選考スケジュールは以下のとおりです。

募集開始	令和 7 年 6 月 27 日（金）
質問受付期間	令和 7 年 7 月 4 日（金）～10 日（木）17 時 15 分まで
質問回答期限	令和 7 年 7 月 17 日（木）
応募期限	令和 7 年 7 月 24 日（木）17 時 15 分
面接	令和 7 年 8 月上旬（日時は個別に調整）
選考結果通知	令和 7 年 8 月中旬頃
派遣開始	令和 7 年 10 月 1 日を目途とし、双方協議の上で決定

12 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 4 日（金）～10 日（木）17 時 15 分まで

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

kanko@city.ise.mie.jp

伊勢市産業観光部観光誘客課

(4) 記載事項

電子メールの件名に「伊勢市地域活性化起業人にかかる質問」と記載し、本文に「企業名」、「質問者の氏名」、「連絡先電話番号」、「質問内容」を記載し

てください。

(5) 回答方法

令和7年7月17日（木）、本市ホームページに掲載します。

13 応募

(1) 応募方法

本市ホームページの「応募フォーム」から応募してください。

(2) 必要添付書類

企業概要書、派遣候補者の職務経歴書

(3) 応募期限

令和7年7月24日（木）17時15分 必着

(4) その他

応募後、確認のために電話連絡を行ってください。

14 面接

(1) 実施日時

令和7年8月上旬に実施することとし、具体的な日時は個別に調整します。
調整後、応募フォームに記載のメールアドレスあてに日時と会場を通知します。

(2) 出席者

派遣候補者を含み3名以内とします。

15 その他

- ・地域活性化起業人の要件等の詳細は、『『地域活性化起業人制度』推進要綱』の定めるところによります。
- ・派遣元企業決定後、本市と派遣元企業で派遣要件等について協議を行い、双方合意の上で協定を締結します。

16 問合せ先

伊勢市 産業観光部 観光誘客課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話：0596-21-5565 FAX：0596-21-5651

Eメール：kanko@city.ise.mie.jp